第14号様式（第８条関係）
（そ の 1）

選挙管委
-3.3.17
第879号

正

（令和 2 年分）

収 支 報 告 書

政治団体の区分	
□ 政党	□ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
□ 政党の支部	☑ その他の政治団体
□ 政治資金団体	□ その他の政治団体の支部

（ふりがな） ｾﾞｲﾘｼﾆﾖﾙﾐﾔｻﾞﾜﾋﾛﾕｷｺｳｴﾝｶｲ

1 政治団体の名称 税理士による宮澤博行後援会

活動区域の区分	
□ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

2 主たる事務所の所在地 静岡県磐田市中泉1232番地11

3 代表者の氏名 太田 祥吾

4 会計責任者の氏名 桒原 大輔

資金管理団体の指定の有無	国会議員関係政治団体の区分
□ 有	□ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☑ 無	☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の種類	公職の候補者の氏名 宮沢博行
資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類 衆議院小選挙区選出議員（現職）

事務担当者の氏名 桒原 大輔

（電話番号） 0538-23-5180

資金管理団体の指定の期間	国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和 年 月 日から	令和 元 年 6 月 28 日から
令和 年 月 日まで	令和 年 月 日まで

入力済

（そ の 2）

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

	十億 百万 千 円
収入総額	218,612
（前年からの繰越額）	98,612
（本年の収入額）	120,000
支出総額	43,106
翌年への繰越額	175,506

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金額	十億 百万 千 円
員数	人

(2) 寄附		
ア 寄附（イを除く。）の区分	金額	備考
	十億 百万 千 円	
(ｱ) 個人からの寄附	20,000	
（うち特定寄附） （内書）		
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	100,000	
小計 (ｱ)+(ｲ)+(ｳ)= ア	120,000	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの） （内書）		
イ 政党匿名寄附	0	
合計 （ア＋イ）	120,000	

（そ の 7）

(7) 寄附の内訳 **（個人からの寄附）**			寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名	金　額	年月日	住　所	職　業	備　考
	十億 百万 千 円				
田中克明	10,000	2.11.25	西尾市住崎6-26	税理士	
河合省吾	10,000	2.11.25	浜松市中区尾張町124-8	税理士	
その他の寄附					
合　計	20,000				

(注１)　同一者からの年間５万円を超える寄附は個別に記載してください。
(注２)　寄附をした者ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「小計」を入れてください。
(注３)　遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載してください。

（そ の 7）

(7) 寄附の内訳 **(政治団体からの寄附)**			寄附者の区分	**政治団体**	
団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億 百万 千 円				
東海税理士政治連盟	100,000	2.11.25	名古屋市中区名駅南2-14-19	太田直樹	
その他の寄附					
合計	100,000				

(注１) 同一者からの年間５万円を超える寄附は個別に記載してください。
(注２) 寄附をした者ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「小計」を入れてください。

3 支出項目別金額の内訳

(1)支出の総括表

項目	金額	備考 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費	十億 百万 千 円		
(1) 人件費			
(2) 光熱水費			
(3) 備品・消耗品費			
(4) 事務所費	4,084		
小計	4,084	0	経常経費の計
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	39,022		
(2) 選挙関係費			
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費 (小計)	0	0	(3)のア～エの計
ア 機関紙誌の発行事業費			
イ 宣伝事業費			
ウ 政治資金パーティー開催事業費			
エ その他の事業費			
(4) 調査研究費			
(5) 寄附・交付金			
(6) その他の経費			
小計	39,022	0	政治活動費の計
合計	43,106		

（そ の 14）

※資金管理団体及び国会議員関係政治団体以外の政治団体は、作成する必要がありません。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳	項 目 別 区 分	事務所費			
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億 百万 千 円				
その 他 の 支 出	4,084				
合 計	4,084				

（注１）５万円以上の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、１万円を超える支出）はすべて個別に掲載し、５万円未満の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、１万円以下の支出）は、「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２） 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

（そ の 15）

(3) 政治活動の内訳	項 目 別 区 分	組織活動費 （ 総会費 ）			
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億 百万 千 円				
食事代	39,022	2.11.20	凛喜桜変	磐田市中泉125-8	
その他の支出					
合 計	39,022				

（注１）５万円以上の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、１万円を超える支出）はすべて個別に掲載し、５万円未満の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、１万円以下の支出）は、「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２） 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

（そ の 17）

資 産 等 の 状 況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※有無について☑して下さい。

（そ の 20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

① 領収書等の写し

2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

③ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 3 年 3 月 17 日

政治団体の名称 ： **税理士による宮澤博行後援会**

会計責任者の氏名 ： **楽原 大輔**

（解散届と併せて提出する時のみ記入）

（代表者の氏名 ： ㊞）

※ 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名の場合は必ず会計責任者本人が自署すること。

※ 解散届と併せて提出する収支報告書の場合は、「代表者の氏名」も記名押印又は署名することとし、署名の場合は必ず代表者本人が自署すること。

正

政治資金監査報告書

令和３年３月16日

税理士による宮澤博行後援会（国会議員関係政治団体名）
代表　太田　祥吾　殿

登録政治資金監査人 [redacted]
登　録　番　号　第 5637 号
研修修了年月日　令和２年１月29日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、税理士による宮澤博行後援会（国会議員関係政治団体名）の令和２年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、税理士による宮澤博行後援会（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

３　業務制限

税理士による宮澤博行後援会（国会議員関係政治団体名）と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、税理士による宮澤博行後援会（国会議員関係政治団体名）と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上